

資料1－2

事務連絡
令和7年12月22日

各府省庁等理解増進施策担当部局（課・室） 御中

内閣府政策統括官（共生・共助担当）付
参事官（性的指向・ジェンダー・アイデンティティ理解増進担当）

令和6年度性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する 国民の理解の増進に関する施策の実施の状況について

性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第7条の規定に基づき、令和6年度における性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策（以下「理解増進施策」という。）の実施の状況について、別添のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

各府省庁等におかれましては、他府省庁等の取組状況も参考にしつつ、所掌に応じて適切に理解増進施策の実施に努めていただきますようお願いします。

なお、本資料は、第17回性的指向・ジェンダー・アイデンティティ理解増進連絡会議の資料として、内閣府ホームページにおいて公表します。

＜添付資料＞

- ・令和6年度性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況